

開催日時：令和8年4月21日（火）10時00分～12時00分

場所：AP 虎ノ門11階 Room C+D

出席構成員（敬称略）：

伊藤元重、翁百合、片岡剛士、久保田政一、河野俊嗣、小西砂千夫、  
是枝俊悟、清家篤、武田洋子、冨田成輝、永濱利廣、深澤祐二

## 開会・冒頭挨拶

＜城内実全世代型社会保障改革担当大臣＞

前回の第3回会議では、支援の単位や支援の対象をどのように考えるべきか等、制度設計に向けた具体的な論点について御議論いただいた。

その後、15日水曜日には、清家座長からこうした議論の状況を実務者会議において御説明いただき、各党の実務者間で活発な議論が行われた。また、河野構成員にも全国知事会のお立場から御参加いただいた。

その上で、本日は主に執行に関する論点について御議論いただきたいと考えている。具体的には、給付や税額控除といった政策手段をどのように用いるのか。政策目的や支援に必要な情報・支援の方法等を踏まえ、実施主体や役割分担をどうするのか。デジタル技術を事務負担軽減にどのように活用できるのか等について議論を深めていただきたい。

## 議事（1）「給付付き税額控除」について

＜内閣官房（岡本内閣審議官）＞

資料1は、これまで御議論いただいた内容について、前回と同様に、項目ごとに整理している。その上で、清家座長から実務者会議で御説明いただいた。その際の御指摘について御紹介する。

まず、4ページに関して、政策目的として、消費税の逆進性対策については議論されているのかとの御指摘があった。

5ページの制度設計について、基本的視点に関して、年金については受益と負担の牽連性が特に高いが、給付付き税額控除は社会保険料そのものを減免するものではなく、給付付き税額控除の導入によって社会保障給付が減らされないようにする必要があるとの御指摘があった。支援の単位に関しては、個人単位の制度設計とした場合に、既婚女性の就労促進効果があると予測しているのかどうかという御指摘があった。

6ページの支援の概要に関しては、支援額について逦増・逦減という山型をイメージしているのか、あるいは一定になる部分を含めて丘のようなイメージなのかとの御指摘があった。

7ページの子育て支援に関しては、児童手当について所得制限を撤廃してユニバーサルな給付としたばかりである中で、改めて中低所得者に絞って支援を上乗せするのは難しいのではないかと。給付付き税額控除によって中低所得者を支援する中で、子育て世帯についても裨益できるよう一定の対応を行うことも検討して

はどうかという御指摘があった。

8 ページの支援の対象については、中低所得者の勤労世帯の支援を主目的として制度検討を進めるべきとの御指摘。中低所得の所得の基準についての議論はなされているのかとの御指摘。それから、一定の勤労性の所得がある方を対象とすることについて、勤労所得の下限をどうするか検討していく必要があるとの御指摘。その際、ダブルワークといった点にも留意が必要という御指摘があった。さらに、低所得者支援という観点で、支援の対象者の所得の下限について、可能な限りゼロに近づけるべきではないかといった御指摘もあった。

9 ページで、引き続き支援の対象に関して、勤労している高齢者を対象とすることかどうか。その際、年金収入の扱いや、在職老齢年金との関係について整理が必要ではないかとの御指摘があった。

さらに、生活保護制度や困窮者支援制度など既存制度とのすみ分けについては、新たな制度の意義と同時に議論していくべきとの御指摘があった。同様にすみ分けについて、考えとしては理解するが、既存制度が十分ではなく、支援が必要な方に届いていないことも多い中で、給付付き税額控除と既存制度のはざまをつくらないように、既存制度の改革や既存制度の不十分な点も踏まえて給付付き税額控除の制度設計を進めるべきではないかといった御指摘があった。

加えて、いわゆる「年収の壁」対策として給付付き税額控除の制度設計を行う場合に、社会保険料の制度設計が変わったときに齟齬が生じないかという御指摘。中低所得者の勤労世帯の支援を主目的として、いわゆる「年収の壁」対応については、社会保障制度側でも見直しが必要ではないかといった御指摘があった。

10 ページの執行面に関しては、河野知事にも御出席いただき、御意見を述べていただいた。実施主体が誰であっても制度を円滑に導入できるように、事務負担への十分な配慮が必要ではないか。あるいは制度設計次第では、自治体の中で税務部局と福祉部局の役割分担も必要になるのではないかと御指摘。それから、過去の給付事業における事務負担の例として、転入者・転出者の前年の所得を自治体間で照会するといったこと。あるいは提出書類に不備が多く、窓口担当者が対応を求められたことが挙げられるといった御指摘があった。

加えて、支援について、給付と控除の組合せでなく、給付のみとした場合はスピード感を持って制度を導入でき、中低所得者の勤労世帯の支援という観点では、組み合わせの場合と政策効果に違いはないのではないかと御指摘もあった。

こうした御意見を踏まえて、今日の資料の11 ページ、下の2つ目の○のところ主に御議論いただきたい点について整理させていただいた。本日は、主に執行に係る論点について御議論いただきたい。

1 つ目は支援の方法について。政策目的を実現するために、税額控除や給付といった政策手段をどのように用いるのかということ。2 つ目は実施主体について。政策目的、支援の際に必要な情報・支援の方法などを踏まえて、実施主体や役割分担を検討する上での論点としてどのようなものがあるのかということ。3 つ目はデジタル技術の活用について。事務負担の軽減のために、活用できるデジタル技術としてどのようなものが考えられるのかということ。執行と制度については表裏一体であるので、主に執行に係る論点について御議論いただきつつ、併せて制度設計についても御議論があれば頂戴したいと考えている。

資料2は、本日の執行の議論を中心に資料を整理している。

2ページから、支援に必要となる所得等の情報について。

3ページは、これまでの御議論を抜粋したものである。

4ページは、住民や世帯あるいは所得に関する情報が今どのように保有されているかを整理している。住民・世帯に関する情報は市町村が保有しており、所得に関する情報は国・市町村・雇用主がそれぞれ保有しているが、その範囲・性質は異なっている。

5ページは、既存制度における世帯の情報を整理している。住民票の世帯に関する情報のほか、戸籍の中の情報、税制上の扶養親族に関する情報、児童手当については児童を監護する父母等の情報がある。

6ページは、個人にひもづけされた所得情報の保有状況を整理している。所得税は原則として申告納税である中で、確定申告を不要とする制度もあり、その場合には国において個人にひもづけされた所得が把握されていない。住民税については、賦課課税となっており、原則として全て個人にひもづけされた所得情報を把握しているが、一部、事業所得等について、非課税ライン以下の場合には、網羅的には把握されていない。

7ページは、雇用主も一定の課税や保険料賦課に関する情報を保有している。自社が支払った給与に関する課税情報あるいは保険料賦課情報を保有しているが、還付申告等のための確定申告をし、課税情報が更新されたかどうかは把握しておらず、他社支払分の給与や、給与以外の所得に関する情報は保有していない。

8ページは、アメリカの勤労所得税額控除についての資料である。アメリカでは全ての方に確定申告の義務があり、これに基づいて税額控除や給付を実施しているが、誤支給の割合が3割程度あり、これは所得金額の過少・過大申告が主な要因と分析されている。支援が逡増する仕組みになっていることが背景としてあると考えられる。

9ページからは、支援の方法について。

10ページは、これまで頂戴した御意見の整理である。

11ページは、富田構成員と河野構成員からも御指摘があった、これまで実施した措置に関して整理したもの。令和5年から7年に「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」を実施した際に、かなりの事務負担が生じたとの御指摘があったため、当時実施した措置を整理した。非課税世帯向けの給付や住民税・所得税の定額減税に加えて、定額減税し切れないと見込まれる方にその額を給付する仕組みであった。

12ページは、この措置を実施した際の事務が複雑であったという御指摘についてである。所得税と住民税を組み合わせて、かつ減税と給付を組み合わせた仕組みであったこと、当初の見込みで給付した給付と最終的な不足分を給付するという2段階で給付を行う仕組みであったことから、事務が複雑であったという指摘を受けている。

13ページは、制度を執行するときのイメージと論点を整理している。イメージ1は、雇用主において税額控除を適用し、控除し切れない額については公的機関が給付していくパターン。イメージ2は、公的機関で確定申告・賦課決定時に税額控除を適用し、控除し切れない額について公的機関が給付していくパターン。イメー

ジ3は、税額控除ではなく給付に一本化し、申告された情報などに基づいて公的機関が給付していくパターン。この3つのパターンがあるのではないかと整理している。

14 ページは、イギリス・フランスにおいて、当初は税額控除と給付の組合せという仕組みで導入されたが、その後、事務上の観点等を踏まえて、給付のみの仕組みに改められている。

15 ページから、実施主体に関して。

16 ページは、これまでいただいた御意見である。

17 ページは、実施主体を検討するに当たり、システム整備などの対応や執行を担う体制構築の論点について検討する必要がある。事務フローの例という形で示しているが、データを整備し、給付要件から対象者を抽出し、対象者ごとに給付額を計算し、振込先の口座を特定した上で、振込について指図していく。訂正やエラーがあった場合には事後対応が発生する。こうしたフローが一般的には考えられる。

そうした中で、主な論点として、情報取得に関して効率的に収集する仕組みや、給付システムについてどのように構築していくのか。口座情報については、公金受取口座の登録率が5割程度といった中で、口座情報をどのように収集していくのか。それから、送金システム・振込ルートといった観点がある。

また、エラー等があった場合、個別の相談があった場合にどう対応するのか。DV・ストーカー・児童虐待といったきめ細かな対応する必要がある場合についてどのように考えるかといった論点がある。

18 ページは、過去の給付事務においては、一般的な申請による手続に加え、プッシュ型、給付対象者に通知することや、オンライン申請といった手続も活用されてきたということである。

19 ページ以降はこれまで御説明した資料の再掲である。

<内閣官房（蓮井内閣審議官）>

資料3に基づいて説明する。

新型コロナウイルス感染症の対応において、国民への給付金支給に多くの時間を費やしたとの御指摘を受け、デジタル化における課題が明らかになった。これは「デジタル敗戦」という言葉で表現されている。この反省も踏まえ、2021年9月に設置されたデジタル庁は、行政サービスのデジタル化、各給付の円滑化・迅速化のための制度の整備やツール提供に取り組んできたところである。

給付に係るフローは大きく3つ、対象者の抽出、申請・審査・ステータスの管理、給付の流れといった一連の流れで実施している。データを抽出して連携させ、対象者を判定し、給付台帳を作成する。その上で給付に必要な額は幾らかを算定した上で、必要に応じて住民に申請してもらい、審査する。ステータスの確認をしながら、問合せにも対応していく。審査結果を踏まえ、対象者に振込をする。その際に、どうしても振込でエラーが出る。組戻しも含めてエラー対応行うことで入金する。このようなフローである。

その際に、国の保有データとして、確定申告を含めた所得情報と、公金受取口座の情報がある。ただ、所得情報は悉皆的には保有していない。また、自治体保有デ

ータとして、住民については住民基本台帳のデータ、所得については地方税情報がある。こちらは法定調書によって賦課課税のベースになる情報として把握している。他自治体情報については、問合せを含めて連携が必要になる。

一方、行政機関として保有が困難なデータとして、所得や資産に係る情報もある。こうしたことを前提に、次のページで、給付事務の円滑化・迅速化のためにデジタル庁が提供しているツールの概略を説明する。

これまでデジタルツールを開発し、給付事務の円滑化・迅速化のために各府省庁や自治体に提供してきた。その際、コロナ禍の給付において判明した課題を踏まえ、主に自治体による給付の円滑化・迅速化に向けた支援をこれまで中心に行ってきたところであるが、近時の臨時的な給付による事務負荷の増加などの懸念も踏まえ、国が給付を行う場合のツールの活用方策なども併せて検討し、追求している。

対象者の抽出については、マイナンバーを用いた行政機関間での情報連携の基盤として、情報提供ネットワークシステムを管理・構築している。個人単位でマイナンバーにひもづく所得や社会保障給付等の情報を照会可能な仕組みになっている。なお、照会件数上限の制約、データの制約があり、新たな行政機関の接続や、新規項目を追加する場合には、大規模なシステム改修や予算措置などが必要になると考えられる。また、DVの支援措置等、NWSを介した照会対象として想定されていない情報も存在する。

2つ目は、対象者の給付額を算定するための算定ツールである。これは、調整給付の際に、CSVで算定用ファイルをアップロードして、給付額を計算、その結果をCSVでダウンロードするものである。1,700の自治体のうちの1,580で使用実績がある。これを給付付き税額控除にも使用するというのであれば、当然システム改修が必要になる。これに要する時間は給付要件が確定してから数か月程度と考えており、実証も含めると半年から1年程度と見込まれる。

次が給付支援サービスである。給付台帳のデータと、申請してきた情報との自動マッチング・審査、ステータスの管理、振込等の機能を提供するものである。給付を受ける側も、マイナポータルを通じたステータスの確認が可能になる。現在は100程度の自治体で使用実績がある。これについても、国で使用可能かどうかということを含めて検討している。なお、国になるとデータの規模がより大量になるため、システム改修等が必要になる。

最後は公金受取口座である。公金を受け取るための口座をマイナンバーとともに国に事前登録することで、口座確認に係る作業を効率化するものである。振込エラーの発生を極力低減するべく、口座の实在確認を充実させるためのシステム改修や予算措置が必要になる。また、提供できる口座情報の数にも限界があるため、この提供能力の拡充も必要である。なお、口座登録者数は、人口の約半分、約6400万口座であり、未登録者への給付については別途対応が必要になる。

こういう現状を踏まえ、ツールの活用方策を追求する中で、国の給付のために必要となるシステム・運用上の解決すべき課題であるが、給付付き税額控除には段階的な実施とされていると思う。それに当たり、給付主体を定め、制度・システムの整備やオペレーション上の課題を解決することも必要である。

その際、システムは一般に、既にある情報を用いて極力シンプルに作ることで、よりスピーディーに実装が可能になるので、簡素な要件で限定された対象者への

給付ということであれば、台帳作成や支給方法などのシステム上の課題は、2～3年後には解決可能ではないかとみている。一方、世帯単位での収入要件などより精緻な仕組みとする場合には、より期間がかかる。それについての説明が下の箱である。

2～3年後の実現に向けて解決すべき事項として、台帳作成のためのシステム整備については、例えば住基ネットから全住民の情報やマイナンバーを取得し、NWS連携による地方税の所得情報を連携して台帳を作成する対象者抽出と、給付額の算定、審査、そして、振込等のシステム導入がある。これについては、既存のツールなどを活用することもあるかと思うが、2年程度は必要ではないか。

また、一日当たりの振込件数制約は、日銀や金融機関も含めて制約があるので、振込時期の分散といった工夫が必要になる。さらにポイントによる給付ということもオプションとしては考えられる。実現にはもちろんシステム改修や各種事務などが追加的に発生する。

頭に「□」が付されている項目は、国・自治体共通の課題として考えられるものである。オペレーション上の課題、例えば振込エラーが改姓などで生じる場合の対応、問合せの対応、過誤申請や、不正受給・誤受給といったものへの対応、さらにオンラインでもなお残り得る紙申請への対応をどうするかということである。

さらに、国からアプローチすることが困難な、例えばDV支援措置対象者などへの対応については、どうしても自治体の協力が欠かせないと考えている。

一方、より理想的な制度を考える場合は、これに加えて、国も自治体も保有していないデータを利用可能とするためにどのように考えるか。金融所得や資産情報を利用して、より精緻に給付対象者を決定することを考える場合には、さらにマイナンバー制度の整備や大規模なシステム改修が必要になる。通常3年から5年程度かかるのではないかと見込まれる。

また、自治体は保有しても国が持っていない情報として、例えば世帯所得や夫婦関係がある。これは国と自治体で直接連携することを現時点では想定されていないデータであり、こういったものを使うことによってより精緻に対象者を特定する場合も、さらなる関連制度の整備や大規模なシステム改修が必要になる。

これも共通の課題であるが、そもそもの前提として、国も自治体も把握できていない金融所得や資産の把握方法についても検討が必要になり、資産等の考慮の場合の預貯金口座等へのマイナンバー付番の在り方も論点になるかと思う。

なお、給付対象が大規模となる場合には、給付方法や送金ルートが多様化・拡充も当然必要になってくる。

「※」にあるように、いわゆるプッシュ型のフィージビリティの検討や、自治体が給付を行う場合には、国と自治体で共通の課題のほかに、自治体システム標準化の対応で、自治体の職員やベンダーのリソースが非常に逼迫している中で、自治体・ベンダーのリソース確保を行うことは可能かといった点も課題である。

以上を踏まえ、我々としても、給付付き税額控除のシステム面からの検討に貢献してまいりたい。

#### <深澤構成員>

まず支援の方法について、簡素な形で早期導入を図るという観点から、税額控除

は行わず給付のみとすべきと考えている。

次に、実施主体とデジタル技術の活用であるが、新型コロナウイルス感染拡大時の反省を踏まえると、国が真の困窮者を特定して、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能にするデジタル基盤の構築が喫緊の課題だと認識している。デジタル技術との親和性、事務執行の効率性に加えて、政策目的である「現役世代の中低所得者の負担軽減」、「勤労意欲の向上」、これまでの主張どおり支援単位を個人とすることを踏まえると、実施主体は基本的には国であるべきと考えている。

将来的に世帯の要素を含める場合には、世帯認定のための手続が必要となるので、市区町村でなければ対応が難しいということがあるが、給付単位が個人ということであれば、国による執行を念頭に制度設計をすべきだと考えている。

その上で早期導入を図る観点からは、今御説明にあったように、国のシステム構築に一定の期間がかかるので、暫定的に市区町村に一連の事務をお願いするという選択肢も検討すべきだと考えている。

また、導入時と完成形で実施主体が変わることに伴ってコストや現場の混乱が生じる可能性があるため、その点については十分留意が必要であり、国が給付台帳を作成するための情報連携システムの構築や振込体制の整備を含めて中長期の工程表を示すことが肝要であると考えている。

それから、資料2の13ページのイメージ1で、支給主体を雇用主が担う仕組みが示されていたが、給付付き税額控除の対象は中低所得者を想定している。この事務の多くは中小企業が担うことになるので、その負担が過度に重くなり、この手法は取るべきではないと考えている。

最後に、今後の検討課題について申し上げる。国民の関心は、主として対象者がどうなるのか、給付額がどうなるのかということになるかと思う。このため、この給付によりどのような純負担率のカーブを目指すのか、勤労収入が幾らまでの個人を対象にどの程度の規模感で給付を行うのか、現役世代の上限を何歳にするのかということについて、構成員間で共通のイメージを持って、関連する社会保障制度等との役割分担について議論を深める必要がある。事務局には、複数パターンの純負担率のカーブと、それに応じた財源の規模感をお示しいただきたい。

#### <永濱構成員>

私からは4点申し上げる。まず、支援の方法について。中低所得の勤労世代に対して就労を促して手取りを増やすという本制度の目的を達成するためには、本来なら税額控除とそれを上回る分を払い戻す給付のハイブリッド方式、いわゆる勤労税額控除の形を取るべきであるが、給付のみの場合にはスピード感を持って制度を導入できるとか、給付と控除を組み合わせた場合と政策効果に違いはないというのであれば、給付のみという選択肢もある。それによって単なるばらまきではない就労インセンティブを組み込んだ家計支援が可能になるのであれば、取りあえずは給付でいいと考えている。

それから、実施主体について。最も重要な実践としては、やはり給付付き税額控除は国全体の一律の制度として、国が責任を持って家計向けインフラを整備すべきだと考える。これまで令和6年の定額減税などいろいろな給付金において、地方自治体には多大な事務負担が強いられてきたということであるが、今回の恒久的

な制度設計においては、その負担を抜本的に解消して、国税庁とデジタル庁が連携してプッシュ型の支援で完結するシステムを最終的に構築すべきと考える。これまで若干地方への事務丸投げ感があったと思うが、これを終わらせるということが今回の給付付き税額控除導入の大きな目的の一つでもあると思う。

次に、世帯所得の把握について。公平性の観点から世帯所得を勘案する場合、マイナンバーによるひもづけの活用は不可避と考えている。個人の所得データや公金の受取口座、さらには世帯情報のデジタル連携を前提とすることで、迅速かつ正確な執行が可能になるのではないかと考えている。

それから、あくまで長期的、本質的な視点になるが、最終的にはいわゆる歳入庁のような税と社会保険料を一元的に管理する組織の構想も検討に値するのではないかと考える。所得と社会保険料負担がリアルタイムで可視化されれば、現在議論されている「年収の壁」の対応であるとか、将来的な制度設計の精度も飛躍的に向上するのではないか。

最後の4点目、低所得層への対応については、税額控除額が所得税額を上回る場合、その差額を給付に振り替えるということであるが、ここの部分を全部給付でやるのがシンプルではないか。これによって課税、非課税の境界を意識せずにシームレスな支援が可能になると考えている。

一方で、子育て世帯への配慮であるが、既に児童手当という既存の枠組みが存在するので、制度の複雑化を避けるために、現段階で無駄に本制度に盛り込む必要はないと考える。将来的に児童手当そのものを税額控除化して本制度と統合していく議論はあると思うが、まずは勤労世代の手取り増という中核部分の執行を安定させることが先決と考える。

#### <富田構成員>

令和6年の給付金・定額減税一体措置において地方が大変だったということについて、本日、可児市の資料ということで配付させていただいた。

まずは所得情報の把握について。所得情報の把握に関する現行の仕組みと大きく異なるものをする事になれば、当然、確定申告や税額算定システムの大幅な変更、実施体制の変更を伴うことが想定される。

過去の定額減税給付制度の際の事務の本市における執行の際には、制度設計が複雑であったために、所得状況の確認などに関する自治体間の照会作業が通常業務で想定されない大変大量なレベルで発生し、事務が逼迫する事態となった。また、煩雑である減税と給付金額の算定事務が確定申告の相談受付あるいは当初課税事務等が集中する時期、税務にとって最も業務繁忙の時期に重なった。早期の円滑な導入を目指すということであれば、実施主体が誰であれ、年末調整や確定申告等による現行の仕組みを活用することが現実的ではないかと考えている。

具体的には、現行の課税実務においてデータとして活用されている所得の範囲はどこまでなのか、あるいは社会保険控除をはじめとした所得控除の適用範囲はどうなっているのかといった現行の税務関係データの実態を確認し、それらを組み合わせ、どこまで目指す支援対象に近づけていけるのかということを検証していく必要があると思う。

また、中長期的な話としては、給付付き税額控除のあるべき姿を実現するために、

所得情報等の把握に関し、現場の実務体制の変更がどうしても必要な場合には、十分な準備期間を確保して段階的に対応していくということになるかと思う。

次に、所得情報等に基づいて対象者を特定した後の実務について。まず、事務負担が最も大きかったのが口座情報に関する確認作業である。本市においては、公金受取口座の登録者と未登録者の確認作業をするのは非常に事務負担が大きいと判断し、申請方式を用いた。給付金の受給対象者となる約3万件を超える情報について、確認作業や振込口座の作成、振込エラーの対応などの事務は大変大きなものであった。公金受取口座制度を積極的に活用した取組をつくり、プッシュ型で給付することが非常に効率的であると感じている。十分な準備時間があれば、今後、公金受取口座の仕組みを活用することにより、実施主体の事務を軽減することが可能ではないかと期待している。一方で、口座の登録率のさらなる向上、口座情報の正確性の継続的な確保といったことも課題になってくるのではないかと。

そして、次に大変であったのが外部からの問合せである。対象者である住民からの問合せはもちろんのこと、定額減税と給付を組み合わせた仕組みを実施した際には、源泉徴収事務を行う企業の給与担当者からの問合せも非常に多くあった。制度が非常に複雑で、かつ実務に携わる者が事業所まで及ぶという仕組みであったので、問合せが多くなったのではないかと考えている。この点からも、シンプルで執行が容易な仕組みにすることが望ましい。

実務的な課題の解決には、現場の作業変更を伴うことがあるため、一定の時間を要するほか、実際にやって初めて分かる課題もあるかと思う。これまで制度については段階的に精緻化していくという御意見が多数あったが、執行面についても継続的に改善を検討して見直していくことが非常に重要だと考えている。特に国と地方による所得情報のDX連携のさらなる推進、マイナンバー制度の活用を前提とした給付、振込に必要なデータの効率的な把握等のシステム面の継続的な改善が重要である。システム整備等の対応に当たっては、実施主体が誰であれ、情報の取得、対象者の抽出、給付額の計算、口座の特定、振込指図までを一体的な仕組みとして構築する必要があると考えている。

参考資料でお配りしている2枚目の資料、可児市以外の自治体、抽出であるが、令和6年の給付金・定額減税一体措置における事務負担については、可児市と同様、全国の自治体でも大変厳しい状況にあったと認識している。

最後に、議論の進め方について改めて申し上げたい。実施主体が誰であれ、事務負担を考慮した分かりやすくシンプルな制度設計と実施主体の負担軽減のための適切な国の支援、対策が必要である。地方に何らかの協力を求めるということであれば、事業の仕組みや、地方にどのような協力を求めるのかということ国として明確に示していただいた上で、国と地方との間で十分協議を行っていただきたい。

#### <武田構成員>

意見を3点申し上げる。1点目は、支援の方法と制度設計について。今回の給付付き税額控除については、前回は議論したとおり、中低所得層の働く現役世代の個人を重点的に支援できる設計とすること。就労インセンティブについて費用対効果を追求すること。目的としてはこの2点に主眼を置くこと。また、スピードを重視し、簡素な要件で限定された対象者に給付すべきと考える。

その上で、低所得者支援に関しては、給付付き税額控除のみで全て対応するものではなく、既存の社会保障制度等において適切に対応すべき領域もあると考える。制度の目的に応じた役割分担、支援の在り方を明確にすることが重要である。

また、純負担率の分析を踏まえると、国としては子育て世帯への配慮が必要と考える一方、加速化プランや高校無償化などの既存施策との整合性も踏まえる必要がある。個人単位での制度設計を基本とする中で、世帯類型による差異の在り方については、公平性の観点や簡素さも踏まえ、総合的に検討することが適当と考える。

2点目は、実施主体とデジタル技術の活用について。実施主体については、単に国か地方自治体かの二者択一で整理するのではなく、それぞれの強みを踏まえた役割分担を検討することが大切と思う。これまで自治体ごとに個別のシステム対応が行われてきた結果、負担が生じてきた側面がある。今回の制度設計を契機に、標準的な枠組みの下、各自治体に分散している情報の連携・活用を可能とするデジタル基盤の整備について、国が責任を持って対応する方向を目指し、金融資産も踏まえた制度を可能とするあるべき姿に向け、段階的に進めていくことが望ましい。

一方、住民とのインターフェースの面では、日々住民と信頼関係を築いてこられた地方自治体に一日の長がある。仮に地方自治体が住民対応を担う場合には、準備期間が不十分なまま負担が集中することのないように、国が制度面、システム面の責任を明確にした上で丁寧に調整を進めることが不可欠と考える。

3点目は、所得情報とそれを踏まえた給付の在り方について。事業所得については、住民税の非課税ラインを下回る方の所得把握が十分ではないとの御説明をいただいた。米国の例を踏まえると、給付に遡増措置を設ける場合、非課税ライン以下に遡増措置を設けると誤支給を招く可能性がある。事務局において御検討いただきたい点として、非課税ライン以下の方も対象とする場合、一案として、まずは定額給付とし、その後遡増させ、一定期間は定額、そして遡減させる、といった給付設計も考えられるのではないかと考える。

#### <是枝構成員>

資料3の3ページに基づくと、簡易な要件のスタートであれば、2～3年後には国からの給付を行うことが可能なようにも見えるが、詳しく2点伺います。

まず1点目の質問は、2～3年後に何ができるかということ。2～3年後というのがそもそもいつから数えて2～3年後なのか。

また、オペレーションも含めて、ある程度の正確さを担保できる形で執行可能なのか。3ページでは、オペレーションについては国・自治体共通の課題と記されていたが、オペレーション面では地方自治体のほうが行いやすく、国の機関では対応が難しい業務というのものもある。

例えば給与支払報告書や確定申告書などは、法律上マイナンバーの記載が義務づけられてはいるが、実際にはマイナンバーが記載されずに提出していることも間々あるものと認識している。そうしたものにつき、住所、氏名などによって突合作業を行う必要があるが、しばしば揺らぎがある。その際、市区町村の職員であれば土地勘から判別できるかもしれないが、国の中央機関の職員が全国をカバーして判別するというよりはより難しくなる。

データ突合の精度が7割や8割というのでは全然足りない。仮に今日から2～

3年後に国から支給するとして、どの程度の精度で実施可能と見込まれるのか、分かる範囲で教えていただきたい。

2点目の質問は、3ページに記載されている振込件数の制約について。国のシステム、日銀のシステム、民間金融機関のシステムなどにつき、それぞれの課題をもう少し具体的に教えていただきたい。現状の件数がどの程度なのか、また民間金融機関に対してもある種システム改修をお願いしなければならない面もあるのか。

現金による振込制約件数への対応として、希望制でのポイント給付というのでも書かれているが、用途が制約されるポイントでの給付希望者がどの程度見込めるのかは分からない面がある。また、そもそもこの制度における給付金をポイントで支給するというのが望ましいのかどうかという意見があるかと思う。一種の経済対策やある種のお礼のような形で配るようなものではなく、税や社会保険料負担を鑑みた際の負担軽減策として実施するものであり、振込件数の制約があるとしても、なるべくその制約内で現金支給するための方策を考えるべきではないか。

続いて、実施主体について。私はこれまでのレポートなどで、給付の主体は国が担い、給与所得者は年末調整で雇用主を通じて、自営業者は確定申告で税務署を通じて支給する方法を主張していた。ただ、今日頂いた資料も踏まえると、この場合であっても、市区町村に一定の御協力をいただかないと公平な運営が難しい面があるということが分かった。

これまでの有識者会議では給付付き税額控除で議論せよというお題をいただいており、かつ給付付き税額控除での税制改正も含めて対応できる余地があるというところであったが、実務者会議においても給付のみによる負担調整でよいという意見、そのほうが迅速に実施できるという意見もあるので、仮に税額控除を行わない給付のみの制度でもよいということであれば、市区町村が執行主体となるほうが国全体として考えたときに負担が小さく、公平な運営が行いやすいようにも考えている。

まず、文字どおりの給付付き税額控除を行う場合の年末調整、確定申告での給付案について説明させていただく。資料2の13ページを御覧いただきたい。

私は、イメージ1に近い形を想定していた。所得税につき税額控除を与えることとし、給与所得者については、まず雇用主が年末調整で適用し、控除し切れない額の給付については一旦事業主が立て替えて従業員に給付を行った上で、速やかに所轄の税務署等から給付を受けるという形を想定していた。自営業者については、確定申告の際に所得税の還付と同様の枠組みで所轄の税務署等から給付を受けることを想定していた。現行法でも納めた税額の範囲内ではあるものの、年末調整、確定申告ともに還付という仕組みがあるので、それを活用することを考えていた。

ただ、デメリットとして、年末調整で実施する際の課題としては、事業者の負担が重くなるという課題がある。また、法律で事業主からの還付を強制するような形について、立法の在り方として議論があるということも承知している。

また、本日新たに頂いた資料に基づく、2以上の事業所でお勤めの方などについて、確定申告がなされない場合に、国としての対応が難しく、市区町村に一定の御協力をいただかないと公平な運営が難しいという課題も見つかった。

資料2の6ページを御覧いただきたい。2以上の事業所などでお勤めの方については、原則として確定申告を行っていただく必要はある。しかし、確定申告がな

されない場合、資料2の6ページに記載されているとおり、年収500万円に満たない方などの情報は現時点では税務署には提出されておらず、国としては直接把握することができない状態にある。この場合であっても、市区町村には給与支払報告書が提出されている。現行法では市区町村における地方税の賦課決定の際に申告漏れ等が明らかになることで、国・地方ともに正しい税額に修正されるという実務があると承知している。

仮に給付付き税額控除につき、所得税からの税額控除等、国からの給付という形で措置した場合、2以上の事業所でお勤めの方などについて確定申告がなされていない場合、市区町村のほうで修正、確認等を行っていただかなければ、税務署のほうで把握することが困難となってしまう問題がある。現状であれば副業分の所得税の源泉徴収は多めに行われており、確定申告すれば還付を受けられることも多いため、所得税の納付漏れというのはあまり問題にならないと思う。しかし、給付付き税額控除を導入すると、副業などがある方は、年末調整時に一度受け取った給付金、還付金を確定申告時に返していただくという形になり、たとえ法律で義務づけたとしても適正な確定申告が行われないうことも懸念される。すると、結局、年末調整、確定申告での給付案であっても、公平な運営を行うためには市区町村に一定の御協力をいただかなければならないということが見込まれ、そうであるならば、初めから市区町村による給付のみの制度としたほうが国全体としての負担が小さくて済むという面もあるかと思う。

一方、税額控除を行わず給付のみを行うという形であれば、13ページにあるイメージ3のような形で行うこととし、速やかに制度をスタートすることを考えると、給付の事務を担う公的機関としては市区町村が担うのが現実的だと考えている。これまで御説明のあったとおり、市区町村のほうで保有する情報が広いからである。ただ、現行制度の下では、事業主であれば確認できるものの、市区町村では確認しにくい情報がある。例えば新たな制度につき、社会保険料の納付を要件とする場合、その社会保険料が何なのかということを正確に確認する必要もあるかと思うが、現在の自治体に渡っている情報では社会保険料の総額だけしか把握できず、その中身について正確に確認することができない可能性がある。こうしたことも踏まえ、市区町村からの給付とする際には、市区町村において必要な情報がきちんと把握できるよう、年末調整や確定申告の様式、給与支払報告書などの様式を整備するとよいと考えている。

#### <内閣官房（蓮井内閣審議官）>

2～3年後の始期はどこかということについて。システム面から言えば、どういう制度ができ、どういう対象にどうするという基本的な骨格が定まり、それについて要件定義ができるところから始まって2～3年が通常。まずは制度設計がどのタイミングでできるかに応じて決まってくる。それから考えて2～3年程度を想定している。

振込制約についてのより具体的な中身であるが、過去の例で言うと、例えば五日とか、通常の給与支払日では、そちらにリソースを割かれるので、そのときにはなかなか使えない。日によっても変わる中で、少なくとも一日当たり数十万程度振込をしなくてはいけないことになるので例えば数千万件の振込の場合、全ての振

込を完了するまでに数か月期間が要るのではないかとこのところがある。日銀や、個別の金融機関それぞれにシステム上限の制約がある。その辺りについても、今後こういったことが具体化されるのであれば、引き続き連携して情報を取っていききたい。

#### <小西構成員>

資料2の6ページの図が今日は一番重要な図の一枚なのだろうと思う。この現状で捕捉できている情報を基に、どのような制度が当面構築できるかという議論する。その上で、それをどうよくしていくかということだと思ふ。

実施主体をどうするかというのは、当然それは制度の目的によって変わってくるというのは、まさにそのとおりだと思ふ。この図そのもの、6ページの図を見れば分かるように、国とか、自治体とか、市町村とか、これは当然両方だということになる。せいぜいどちらが主たる役割をすべきとか、この部門をどちらが主としてやるかぐらいのことでしかないので、国と地方がよき理解の下で協力し合ってやるものなのだと思ふ必要がある。

我が国の内国統治の問題というのは、すべからく国と地方が協力し合って実施していくというのが前提であり、この仕組みもまたそうである。そこをまず共通理解として持った上で、地方自治体は独立した政府であるので、当然リスペクトした上で、法律できちんと協力関係を構築していく。国と地方の協議の場もあるので、国と地方が両方協力し合って給付付き税額控除という新しい仕組みをつくるという合意を取った上で、この6ページの現状を基に議論の熟度を上げていく。

それから、一度やっている給付と減税を両方組み合わせた仕組みで何が問題になったかについて。11ページの(4)に赤枠で囲んでいるところが、混乱を生じさせた原因である。年末調整しないと収入が確定しない、税額も確定しない。けれども、見込みで給付した上で後から精算する。このときは1年待つわけにいかないという緊急性があったのでやった。しかし、これが非常に大変だったとなっている。今回恒久的な制度としてやるときに、見込みでやっておいて精算するのか、1年後、収入が確定してからやるのかは、大きな論点だと思ふ。

本日のデジタル庁の御説明にあるように、情報インフラが整っていくと、大分やり方は変えられるし、簡素にもできるということになる。ただ、一定の時間軸のある議論だということもよく分かった。国と地方で協力し合ってやるが、その役割は情報インフラの進展によって当然変わり得る。それも共通認識として持つておけばいいのではないか。

#### <河野構成員>

先日、実務者会議のヒアリングに参加して感じたところであるが、食料品の消費税率ゼロについて様々な団体から聞き取りが行われる中で、慎重意見、また、課題というものが山積している。そういう状況の中で、この給付付き税額控除に対する期待というものが大変大きい。そして、すぐにでも制度の素案が出てくるのではないかと、そのような期待を感じたところであるが、スピード感を持ちつつも、この給付付き税額控除だけで全てが解決できるものではなく、様々な課題に対し、一定の割り切りをもって制度をスタートせざるを得ない。そして、大きく育てていかざ

るを得ないという部分について、国民にも丁寧に説明して理解いただく必要がある。

今、地方の関わる実態については、アルテミス計画のことが頭に浮かんでいる。我々が今やろうとしているのは火星とか木星の惑星探査ではないということをしつかり国民に説明して理解してもらう必要がある。そもそも月探査車もまだ開発できていない状況において、まずは地球の重力から脱出し、月の周回軌道に乗せ、そして、その先に月の探査を行う、という展望をしつかり示した上で、できる限りのことをやっていただくことになるのだろう。

その範囲の中で、地方としても国と連携をしながら役割を果たしていく。その準備があるわけであるが、これまでも申し上げているように、事務負担の問題や財政への影響、丁寧な議論の進め方については、ぜひ御配慮をお願いしたい。

#### <久保田構成員>

給付付き税額控除は勤労世帯の中低所得者の負担軽減、就労促進を図る非常に画期的な制度である。負担軽減をいち早く届けることができるように、スピード感を持って導入し、その上で段階的に精緻化を進めることが必要だと思う。

そういった観点で、本日の論点について申し上げますと、まず給付か税額控除かという点については、先ほど説明のあった諸外国の例において、最終的に給付に移行したことを踏まえると、税・社会保険料を一体的に捉えた上で、負担の重い層に給付で対応する方法が現実的ではないかと思う。

それから、実施主体については、どういった方法を採用にしろ、関係者には相応の負担がかかると思う。そのため、国、自治体、雇用主がおのおの把握している情報を連携して、デジタル化を前提に、制度全体として最大限の効率化を図りつつ、将来的な制度設計も考慮しながら、納得できる形で進めていくということが重要。システムの改修等が必要な場合には、そのための支援も不可欠だろうと考える。

また、雇用主も制度執行の一部を担うことになるので、経済界としても御協力させていただくが、企業の現場に過度な負担が生じないよう十分な配慮をいただきたい。また、制度の迅速な導入の観点からは、地方と国がそれぞれ役割分担をした上で、住民に対するきめ細かな対応を行うことが求められている。また、国民一人一人にとっての手の簡素化のために、申請でなくプッシュ型とすること。さらに、これを機にマイナンバー活用の魅力を高める観点から、公金受取口座登録普及を一層推進すべきだと考えている。

#### <片岡構成員>

私からは3点お話ししたい。まず1点目、どういう制度を目指すかについて。短期的には現役世代で中低所得層中心、そこに対して給付付き税額控除を行う。そういったところは私も同意するが、やはり最終的な着地点を意識しておく必要があるのではないか。例えば高齢者の方々や、単身世帯の方の扱い、世代別の話、そういったところも含めて、落ち着きどころをどう設定するのかといったところの議論は不可欠ではないかと思っている。

それから、2点目、実施主体について。地方公共団体に任せるにしても、事務負担は大変であり、国がどう関わるかといったところについても様々な論点がある。

将来的に少子高齢化が進み、地方はより人口が減っていくことが予想される中、地方公共団体に大きな負担を求めるのはなかなか厳しいのではないかと思います。

こうした制度の複雑性、煩雑さといったところを考えると、やはり国がしっかり担っていく。なおかつ、歳入庁のような、給付と負担をどういう形で執行するかも含めて、一元的にやれる組織をつくることを念頭に置いて、当面は市町村に御負担をお願いするとか、そういう形での制度設計が望ましいのではないかと。

それから、3点目のデジタル技術の活用について。要件定義というところで思い出すのが、やはりこれも最終的な落ち着きどころをどう設定するかという話に関わってくるのではないかと。最初はやるべき話を前提にしてシステムをつくり、そこから2階、3階、4階と立てつけをどんどん上にしていくという話になると、システム自体も煩雑化し、それに伴う様々な問題点も起こってくるのではないかと。そういった観点からすると、最終的な落ち着きどころを決めた上で、ある程度効率的な形の設計が求められるのではないかと。

様々な形で諸外国の給付付き税額制度の仕組みは御紹介いただいているが、実際に諸外国でこうした制度的な実務をやっておられる方にヒアリングとか実情を聞いてみるということもあるのではないかと。先ほど来から構成員がお話しされていた中で、実際にやってみないと分からないという話があったと思うが、実際にやってみないと分からないということであるのであれば、やっている方にお話を聞いてみるということのも一案ではないかと思う。

#### <翁構成員>

所得把握と迅速な給付ができる制度というのは、日本にとって長年必要とされていた制度で、この機を逃さずに、こういった重要なインフラを整えていく重要性を関係者で共有し、できるだけ効率的・効果的にできる手法を考えていくべきだと思っている。この点は、情報の所在とか、またはデジタル基盤の担い手とか、国と地方が入り組んでいろいろと制度を担っているが、丁寧に役割分担を整理しながら、国と地方が協力してオールジャパンでこの大事な制度を構築していくという方向でぜひ検討をお願いしたい。

また、速やかな対応が必要であるので、当面できる速やかな対応、それから、中長期的には国と地方の役割分担をしっかりと議論しつつ、工程表を作っていく。しかし、そこではやはりデジタル基盤とか、マイナンバーとか、長年課題とされていた制度が整備されつつあるので、そういうことをいかに活用していくかということを考えながら検討していくことが大事と思っている。

それから、所得情報について、住民票の世帯といっても大変多様であり、あらゆる世帯類型に対応すると、制度が複雑化して事務負担も大きくなるという印象を受けた。個人単位が望ましいと前回も申し上げたが、可能であれば、大変富裕な方と結婚している方について、公平性の観点から世帯を確認できるようにしたほうがよいのではないかと申し上げた。そういう確認の仕組みを入れる場合も、所得情報の把握については、税務情報などを活用することも踏まえて、できるだけ既存の仕組みを活用しながら、極力簡素な方法で対応できるように検討してほしい。

それから、支援の方法であるが、米国はほぼ全員確定申告ということで、給付付き税額控除が教科書どおり入れられているが、一部の国で給付のみの措置に変更

してきているので、日本でもできるだけ効率的にやっていくという意味では、給付で一本化したほうがよいのではないかと考えている。

その場合、今回検討している政策が優れている点は、まさに狭義のアメリカのような給付付き税額控除の実現というよりは、むしろ勤労している人たちの税や保険料を踏まえた所得を把握し、政策目的を踏まえて所得に連動させて必要な支援を届けるという点にこそ本質的な意義があると考えている。もし給付のみということになっても、誤解なくこうした政策の目的を説明していくことが大事であり、勤労所得支援といったより大きな政策概念なども考え、どういう表現にしていっても含め検討していく。国民に分かりやすい政策として説明していくことが大変重要になってくるのではないかと考えている。

それから、実務者会議でいただいた御意見について、今回の給付付き税額控除の主目的は、就労のディスインセンティブを取り除き、低所得層の負担を軽減することであるので、子供の有無にかかわらず支援することが大事と考えている。

この点で、児童手当と比較しながら、子育て世帯にも裨益できるように一定の対応を行うべきという指摘が実務者会議であった。この点、確かに日本では今、児童手当はユニバーサルな給付となっており、現状だと純負担率の改善が必要な中低所得の子供のいる世帯について効果的な対応を行うことができない状況である。

そう考えると、子育て支援は主目的ではないが、制度設計上加算して配慮することはできるのではないかと考えており、実際にイギリス・フランスでもそうした2層型の児童手当の支援になっているので、そういったことを考えてもよいのではないかと考えている。

それから、支援の形状について、やはりスムーズに就労している勤労者の方々がインセンティブをしっかりと持っていていただく形で支援していくためには、台形型の支援が望ましいのではないかと考えている。一旦支援額を所得額に応じて増加させ、しばらく給付額を一定にする部分をつくり、そして、なだらかに減少させて消滅させていくといった支援が望ましいと考えている。

#### <伊藤構成員>

今日論点があったことで、簡素化の大きなポイントとして、給付のみにするのか、給付と税額控除を入れるのかという話が特に出てきたわけで、給付のみとする場合は、定額給付ではなく、いわゆる控除する部分を後で給付の中に入れるということなのか。もしそうであるとすれば、給付だけにしてもそれほど大きく違いはないと思う。もちろん時間差があるので、その間をどうするかということはあるが、そこははっきりさせていただきたい。

その上で、それが可能かどうか。それについて、資料2の13ページにあるパターン1、パターン2、パターン3は非常に重要な論点だろうと思うが、パターン1が当面は一番自然かと思う。先ほどの議論にあったように、雇用者の事務負担をどこまで考えるかということだと思うが、もしパターン1でしばらくいくということであるとすると、給付付き税額控除と同じような形で言えると思うが、あとはどの程度のコストがあるかということで、これは実務家の方の判断を仰ぐしかないだろうと思う。

もう一つ、主体の問題で、国と雇用主と地方の問題で、最終的に地方の参画なし

にはなかなか難しいと思うが、何が何でも任せてしまうという形ではうまくいかない。どこまで国の制度として、あるいはデジタル庁も含めて支援ができるか。あるいは制度設計ができるか。地方についても、地域によってそれぞれやるのではなく、全体としての標準化みたいなことをやるということが議論として出てくるだろうと思う。いずれにしても、どこまで簡素化するかということをやむも少し詰めていくようにできればと思う。

最後に中長期の話であるが、デジタル庁の資料をそのまま読むと非常に悲観的になる。2～3年でも難しいし、中長期だと4年以上だから非常に難しいということで、これはもう少し詰めて議論する必要がある。2～3年はいいとして、中長期としてしまうと、結局全てが闇の中に入ってしまう。中期というのか、中長期というのか、幾つか見えてきている課題がある。例えば金融所得の捕捉であるとか、あるいは世帯情報をどうするかとか、その他の情報を個人情報にどうくっつけていくかということで、中期と長期とあえて分けるとすると、中期として当面の次に何をやるかという形で、幾つかの重要な論点を絞って、さらに議論していただきたい。

#### <内閣官房（岡本内閣審議官）>

何か一定の額があったときに、控除する部分については控除し、控除し切れなければその部分は給付するという形。給付一本でやる場合、控除する予定だったところと、控除し切れなかったところを合わせた部分について、それを給付するということになるのではないかと。控除し切れなかった給付の分だけということではなく、ある一定の額についてそのまま給付するということであると捉えている。

対象者が経済的効果と得られる額については、組み合わせた場合と給付で出す場合で基本的には変わらないというイメージで説明している。

#### <内閣官房（蓮井内閣審議官）>

4年以上かかるから難しいと言っているつもりはなく、例えば金融所得について、他制度で連携させていく仕掛けができてくるのが今検討されている部分があると伺っており、あるいは情報連携も今後こういったことを進めるという話も伺っている。それをどう活用できるかというところで、そういった工夫も織り込むことにより、何らか検討を進める余地があるのではないかとと思うので、全体を見ながら対応を考えてまいりたい。

#### <武田構成員>

時間軸として、3ページにあるとおり、簡素な要件で限定された対象者への給付にするとしても、台帳を作成し、支給方法などのシステム上の課題というのは2～3年かかるということであるが、例えばシステム上の課題、こちらで左側に挙げていただいているものが全てそろっていなくても、2ページで御説明いただいた算定ツールは少なくとも数か月程度ということであり、給付支援サービスも使用実績が一部であることを踏まえると、最初から完璧を目指さなければ、算定ツールや給付支援サービスで事務負担を国が主導して減らしながら開始するということは可能なかどうか、その点をもう一度確認させていただきたい。

#### <内閣官房（蓮井内閣審議官）>

例えば今、算定ツールの話があったと思うが、調整給付をしたときに、当ても給付要件がある程度定まってから、数か月とか半年とかそれくらいで構築して、提供した。これはデータを入れていただいて計算して給付額を算定するもので、データの抽出からやる必要は必ずしもないものであり、提供は相対的にやりやすいものであると我々も認識している。その結果がこの期間に現れている。

他方で、例えば情報提供ネットワークシステムについては、仮にこれを使うとした場合、照会件数が現行想定しているよりもはるかに大きくなると想定する場合には、それに伴いシステムの容量をより広げる改修が必要になる。さらに、現行のデータだとしても、どういった制度をつくっていただくかに応じて、要件とか何を引っ張るのかということも変わってくる。それも踏まえながら予算要求をし、システム構築するためには、2～3年の時間がかかる。

もちろん我々としてはこういったツールの活用も含めて検討しているが、今回の給付主体がいずれであっても、より大きなデータについて給付支援サービスを進めていくためには、容量の拡大や、どういったデータを利用していくのかについて整理した上で、システム改修なり構築をして、御提供する。それには一定の時間はどうしてもかからざるを得ない。

#### <是枝構成員>

資料1の11ページでいただいた非課税ライン以下の所得の方々を本制度で支援する場合に考えられる対応について、私からも述べさせていただきたい。

自営業者の場合、住民税非課税の範囲内であると所得を自己申告したとしても、結果的に年収100万円でも80万円でも税額はゼロであるから、税務署としてはどちらであっても構わないという形になる。そのような範囲だと、自己申告で申し出た所得金額がそのまま通り、支援の金額に反映されることは問題になり得る。

武田構成員の御指摘のとおり、一つの考え方としては、住民税非課税の範囲内あるいは一定以下の収入所得の範囲では、支援の額を同じ額とするということも考えられると思う。一方で、給与所得者については、住民税非課税ライン以下であったとしても、雇用主から給与支払報告書が提出されていれば、その金額について第三者的な担保も行われている形になるので、一定の社会保険料の納付を要件にするのであれば、執行上の問題は小さいと考えている。

#### <片岡構成員>

デジタル庁に質問したい。資料3の2ページ目、それぞれ対象者を抽出し、申請・審査・ステータス管理、振込という流れになっていると思うが、システム上一番難題だと思われる箇所は具体的にどこになるのか。

#### <デジタル庁（三橋デジタル社会共通機能グループ審議官）>

自治体給付を念頭に円滑化・迅速化に向けてツールをこれまで開発してきた経緯があるが、この四角の中に書いてあるとおり、まず対象者抽出で、マイナンバーのシステムを使う情報提供ネットワークシステム、この部分については、どうしても現在の仕様の中で最適化された形になっている。これを拡張、あるいは新たな機

関を接続して給付対象とすることになると、一定程度予算措置や改修に時間がかかる。算定ツール、給付支援サービスについても、一定程度拡張は必要。

それから、振込について、公金受取口座については、登録者数が人口の半分ということもあるが、どういう制度設計でどの程度の規模の対象者、あるいはどのような頻度、あるいは一定の期間に一気に振り込まなくてはいけないのか、それとも分散できるのか等の論点があるが、提供できる口座数などに限界があるので、これに対する対応も必要。最初の対象者の抽出の部分と、振込のところが今の課題としてあると思っている。

## 議事（２）「食料品の消費税率ゼロ」について

<財務省（片山主税局税制第二課長）>

資料４の上中ほど、地方団体、全国知事会、全国市長会、全国町村会の３団体にお越しいただいた。

団体から消費税について主に２点ほどあった。社会保障制度を支える重要な財源であり、また、消費税収の約４割は地方財源であるので、その減収は地方自治体の財政運営、社会保障施策に影響を与えかねないことから、減税する場合には代替財源の確保等が必要である。物価高対策の必要性は十分に認識しているものの、商工業者や農林水産業者への影響にも配慮する必要がある。給付付き税額控除についても、実施に当たって地方に何らかの役割が求められるのであれば、十分な意思疎通を図りながら丁寧な議論をお願いしたい。実施主体が誰であるかにかかわらず、事務負担を十分に考慮した制度設計、負担軽減のための国の支援等が必要である。そういった御指摘をいただいた。

## 閉会

<清家座長>

それでは、本日の議論を踏まえ、次回も給付付き税額控除の制度設計に関する論点等について議論してまいりたい。構成員の皆様におかれては、引き続き闊達な御議論をお願いしたい。

また、来週、実務者会議が開催される予定と伺っている。本日いただいた御意見を資料１のような形で項目別に整理した資料を作成し、有識者会議の議論を説明しようと考えている。皆様には事前に説明資料を御確認いただこうと考えているが、最終的には私に御一任いただければと思う。

次回の日程、開催場所等については、追って事務局から連絡させていただく。